

長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行の日(平成21年6月4日)から令和13年3月31日までの間に、次の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅にかかる固定資産税の2分の1の額が一定の期間減額されます。

■要件

家屋の要件

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅
- ・居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上である住宅
- ・令和8年4月1日以降に新築された場合・・・住宅部分の床面積が40㎡以上240㎡以下
令和8年3月31日までに新築された場合・・・住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下
(一戸建以外の賃貸住宅の場合は40㎡以上)

■減額される範囲および減額される額

住宅部分の床面積120㎡までを限度として、家屋の固定資産税額の2分の1が減額されます。
(都市計画税の減額はありません。)

■減額される期間

- 一般の住宅・・・新築後5年度分
- 3階以上の中高層耐火住宅等・・・新築後7年度分

■必要書類様式

- ・認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
- ・長期優良住宅の認定通知書等の写し
(「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」(平成21年国土交通省令第3号)第6条、第9条
又は第13条に規定する通知書の写し)

※新築された翌年の1月31日までに必要書類を提出してください。